

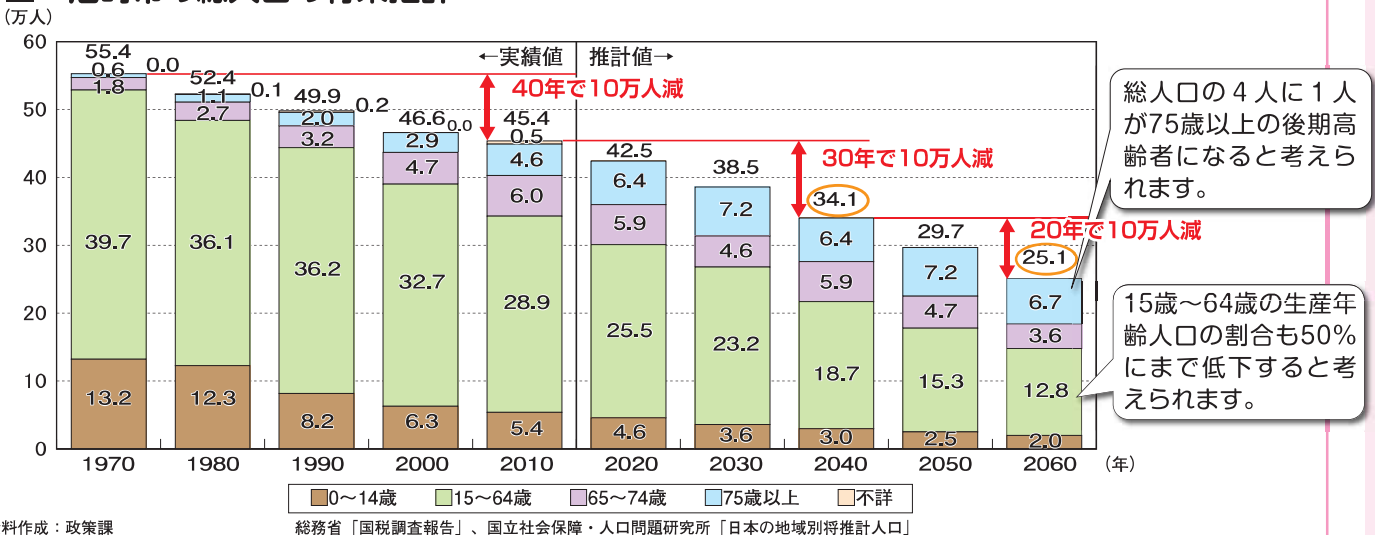
第1章 地域福祉計画の策定にあたって (本編 p2~p5)

計画策定の背景と趣旨

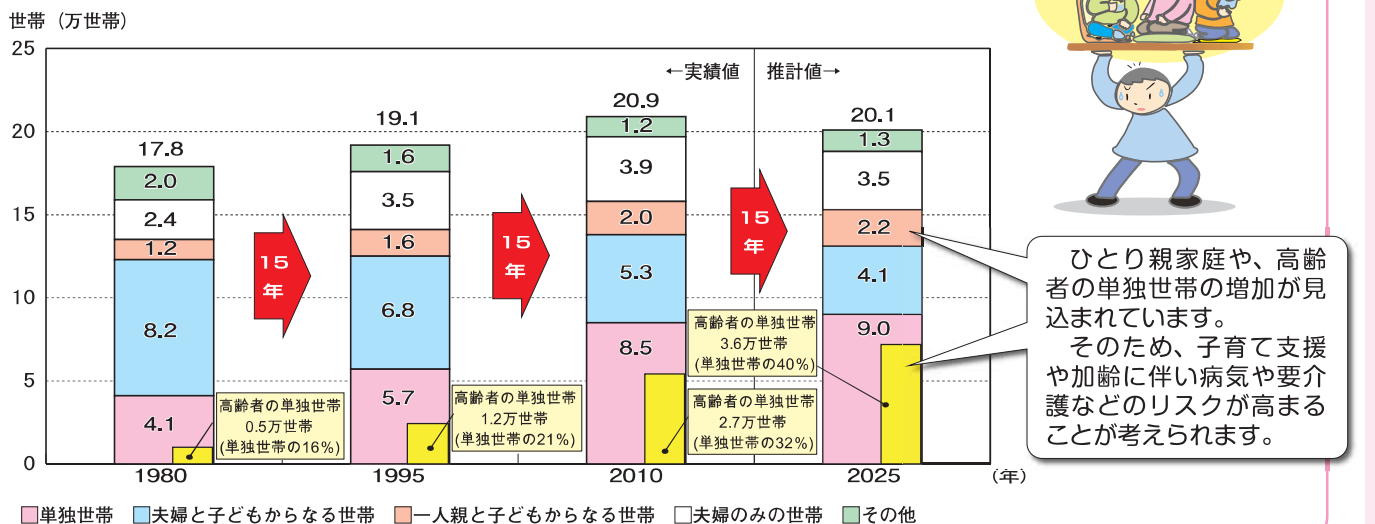
- 少子高齢化の進展や単身世帯の増加、社会経済情勢の変化などを背景とした、地域社会のつながりの希薄化により、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。
一方で、地域においては多様化、複雑化する生活福祉課題を抱え、経済的困窮や社会的孤立などに至るリスクの高い層が増えています。
- そのため、行政による福祉サービスの充実に取り組むことはもちろんのことですが、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」「支えられる」ことを意識し、地域の様々な課題に対して、日頃のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。
- こうした取り組みの総合的、計画的な推進を図るために、第3期「あまがさきし地域福祉計画」を策定します。

少子高齢化の進展と単身世帯の増加

■ 尼崎市の総人口の将来推計



■ 尼崎市の世帯類型別世帯数の推移



地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画です。

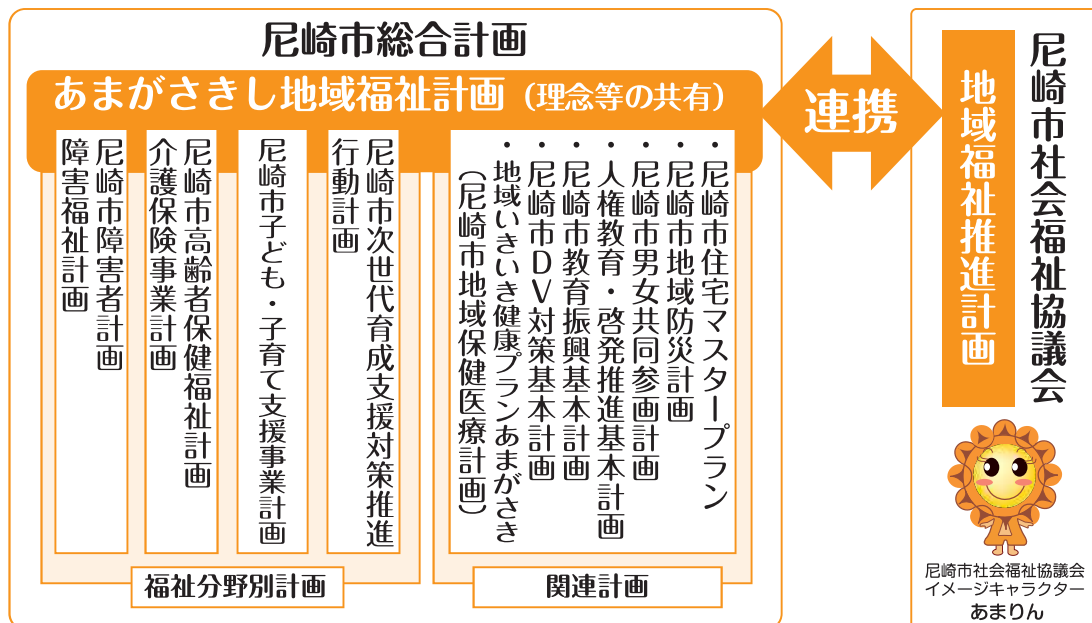
同法第 4 条には「地域福祉を推進すること」の目的を、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力しあうことにより『福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように』することであると規定しています。

地域福祉計画の位置づけ

総合計画の部門別計画として、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点から地域福祉のあり方や地域福祉推進を図る取り組みを示す計画となっています。

さらに、尼崎市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画と、市の計画が連携しながら取り組みを進めます。



第 1 期・第 2 期あまがさきし地域福祉計画の取り組み

●第 1 期計画 (平成 17 年度～平成 22 年度)

「措置から契約」「高齢者・障がい者の地域移行」といった福祉制度の大きな変化に対応し、権利擁護を中心とした支援のネットワーク体制の構築と地域福祉活動に試行的に取り組みました。

●第 2 期計画 (平成 23 年度～平成 28 年度)

社会福祉連絡協議会の圏域を身近な生活圏域 (小地域) とし、この圏域において地域福祉活動を全市的に進めるために、地域福祉活動専門員など、尼崎市社会福祉協議会の体制を強化し、取り組みを推進しました。

地域福祉活動専門員とは？

尼崎市社会福祉協議会が、各地区に 2 人ずつ計 12 人配置している身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉推進の専門職です。

